

平成27年度 第5回 岐阜県地方独立行政法人評価委員会（看護大学関係）

—— 議 事 要 旨 ——

1 日 時 平成28年2月1日（月） 14:30 ～ 15:00

2 場 所 グランヴェール岐山 5階 穂高の間

3 出席者

〔委 員〕 清島委員長、石原委員、富田委員、芝田委員

〔専門委員〕 石山専門委員

〔法 人〕（公立大学法人岐阜県立看護大学）黒江理事長、宇野事務局長

〔設立団体〕（岐阜県）久保田健康福祉部次長、副島地域医療推進課長、

安田管理調整監、鈴木県立病院・看護大学法人係長 ほか

議題2 公立大学法人岐阜県立看護大学の第2期中期計画（案）について

【清島委員長】

公立大学法人岐阜県立看護大学の第2期中期計画（案）の審議を始めます。前回の評価委員会では予算、収支計画、資金計画以外の計画について審議をしましたので、今回は、予算、収支計画、資金計画を中心に審議を行います。法人より説明をお願いします。

【法人（宇野事務局長）】

～資料1の説明～

【清島委員長】

今の説明において、なにかご質問などありますか。

【富田委員】

運営費交付金が3,875百万円だったり、3,805百万円だったりしますが、この違いはなんでしたか。

【法人（宇野事務局長）】

予算と資金計画は実際の受入れの金額を表示しているが、収支計画の運営費交付金収益については、運営費交付金を受け入れたものの中で、使わなかったものについては、県に返すことになっており、その収益率は第1期が0.982という数値であったため、同じ0.982を予算の額にかけたものが収支計画にあがっているということです。

【芝田委員】

臨時利益について、過去の実績などありますか。

【法人（宇野事務局長）】

第1期に実績はありませんでした。

【芝田委員】

臨時損失と対応させる形にしているということですか。

【法人（宇野事務局長）】

そのとおりです。

【清島委員長】

平成32年に設立から20周年を迎えるにあたって記念事業など、どの程度の規模のものを考えていますでしょうか。

【法人（宇野事務局長）】

これから記念式典の内容などを検討していく予定です。現段階では具体的には決まっていません。

【石山専門委員】

20周年を迎えるにあたって、学校の老朽化で改築をするといった話などはありますか。

【法人（宇野事務局長）】

大規模改修については、建築から15年経過しており、徐々に必要となっています。改修が必要な場合は、県から特別運営費交付金を頂き、事業を行いますので、それについて収入支出共に計画には含まれておりません。

【清島委員長】

ほかに意見などありますかでしょうか。

ご意見もないようですので、岐阜県立看護大学の第2期中期計画（案）については、当委員会としての意見を知事に提出することとしたいと思います。

ただいま、事務局より配布しました意見書の案のとおり、法人の第2期中期計画（案）について、認可することが適当であるとする意見書を知事に提出することとしたいと思いますが、ご異議はありませんでしょうか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

それでは、岐阜県立看護大学の第2期中期計画について、（案）のとおり、知事に意見

書を提出することに決定しました。

議題3 公立大学法人岐阜県立看護大学の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価実施要領（案）について

【清島委員長】

続いて、公立大学法人岐阜県立看護大学の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価実施要領（案）について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

～資料2の説明～

【清島委員長】

今の説明において、なにかご質問などありますか。

評価実施要領の「中期目標期間の評価の基本方針」の（2）特性に配慮して専門的な評価はしないと、事業の外形的な進捗状況の評価を行う、とあるが、「事業の外形的な進捗状況」とは具体的にはどのような評価になるのでしょうか。

【事務局】

例えば、看護大学で行われている様々な事業などについては、数値で表せるものは数値でもって外形的な進捗状況として説明していただいて、評価をしていただきたいと考えております。

【法人（黒江理事長）】

大学としては、基本方針3の（2）については、地独法第7章「公立大学法人に関する特例」第69条「教育研究の特性への配慮」に基づいて、大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならないという内容として、解釈をしております。この外形的評価については、どの公立大学法人の評価においても同じだと思いますが、中期目標及び、中期計画が基本となりまして、それに向かっていくかどうかについての進捗状況の評価が、外形的評価と一般的に言われております。

【清島委員長】

他によろしいでしょうか？

意見が出尽くしたようなので、中期目標期間に係る業務の実績に関する評価実施要領（案）について決定したいと思います。

この案のとおり、評価実施要領を定めることについて、ご異議はありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

中期目標期間に係る業務の実績に関する評価実施要領について、案のとおり決定しました。

【清島委員長】

それでは、最後に会の全体をおしまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。